

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><b>(名 称)</b>            第 1 条 本証券取引所（以下「本所」という。）            は、<u>証券会員制法人福岡証券取引所</u>と称する。</p> <p><b>(届出事項)</b>            第 20 条 会員は、次に掲げる行為をしようとする            ときは、本所が定めるところにより、あらかじめ            その内容を本所に届け出なければならない。            (1)～(4) (現行どおり)            (5) 国内の他の証券取引所又は外国の証券取引            所への加入又は脱退（<u>取引資格の取得又は喪失            を含む。</u>）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 13 年 8 月 1 日か            ら施行する。</p>	<p><b>(名 称)</b>            第 1 条 本証券取引所（以下「本所」という。）            は、<u>福岡証券取引所</u>と称する。</p> <p><b>(届出事項)</b>            第 20 条 会員は、次に掲げる行為をしようとする            ときは、本所が定めるところにより、あらかじめ            その内容を本所に届け出なければならない。            (1)～(4) (省 略)            (5) 国内の他の証券取引所又は外国の証券取引            所への加入又は脱退</p>